

# 町民参加のたたき台(再修正版)

## 町民参加

### (町民参加の基本)

- 1 町民は美幌町の自治の主体であるという基本原則に基づき、町政に参加することを基本とします。
- 2 議会及び行政は、広く町民の意見を求め、町政に町民の意思を反映することを基本とします。
- 3 議会及び行政は、町政へ広く町民が参加する機会を保障します。
- 4 議会及び行政は、町民が町政への参加又は不参加を理由として不利益をうけないよう配慮するものとします。
- 5 満20歳未満の青少年及び子どもは、次世代の担い手として、町政に参加できるものとします。

### (町民参加の対象)

- 1 行政は、次の事項を実施するときは、町民の参加を求めるものとします。
  - (1) 基本構想及び基本計画並びに各施策の基本となる計画の策定又は見直し  
政策
  - (2) 町政に関する基本方針を定め、又は町民に義務を課し、若しくは町民の権利を制限することを内容とする条例の制定、改正又は廃止
  - ~~(4) (3)~~ 町の施設の新設、改良又は廃止の決定(ただし、常に町民参加手続を行うことが困難又は不適當であるものとして、別に規則で定める場合を除きます。)  
町の施設
  - ~~(4) (4)~~ 広く町民が利用する町の施設の利用方法の決定
  - (5) 行政が行う事務及び事業を効果的かつ効率的に推進するための外部評価の実施
  - (6) 行政改革大綱及び実施計画の策定
  - (7) 町民の生活に大きな影響を及ぼす施策の決定
  - (8) 前各号のほか、町民参加が有効と思われる事項
- 2 行政は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、町民参加を求めないものとします。
  - (1) 軽易なもの
  - (2) 緊急に行わなければならないもの
  - (3) 町の機関内部の事務処理に関するもの
  - (4) 法令の規定により実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの  
その他金銭の徴収に関するもの
- 3 行政は、第1項の規定にかかわらず、町税の賦課徴収及び分担金、負担金、使用料、手数料等の徴収に関するもの(地方税法(昭和25年法律第226号)第5条第3項又は第7項の規定により新たな税目を起こす場合を除く。)は、町民参加を求めないことができます。  
町民参加を求めなかった場合において、町民からその理由を求められたときは、こ
- ~~3 4~~ 行政は、第2項第2号の規定により町民参加を求めないこととしたときは、その理由を公表  
れを当該町民に回答しなければなりません。  
するものとします。

### (町民参加の方法)

行政は、前条に規定する事項を実施するときは、次に掲げる一つ以上の方法を活用して、適切な時期に、町民参加を求めるものとします。

- (1) 審議会等の開催
- (2) 意見交換会の実施

(3) パブリックコメント手続（意思決定過程で素案を公表し、町民から出された意見等を考慮して決定する制度）

(4) アンケート調査の実施

(5) その他適切な方法

（提出された意見等の取扱い）

1 行政は、町民参加によって寄せられた意見及び提案等（以下「意見等」という。）を総合的に検討するものとします。

2 行政は、意見等の検討を終えたときは、速やかに次の事項を公表するものとします。ただし、美幌町情報公開条例（平成12年条例第4号）等の規定により、公表することが適当でない認められるときは、この限りではありません。

(1) 意見等の内容

(2) 意見等の検討結果及びその理由

（審議会等の運営）

1 行政は、行政運営に公平かつ広く町民の意見が反映されるよう、審議会等の委員の選任について次の事項に配慮するものとします。

(1) 委員の構成は、性別及び年代の別等に配慮し、多面的な審議が確保されるよう留意するものとします。

(2) 委員には、町民のうちから公募により選任された委員が含まれることを原則とします。

2 委員の公募<sup>の周知</sup>は、町広報紙、町ホームページ又はその他適当な方法により行うものとします。

3 行政は、審議会等の会議が開催されたときは、会議録（会議の内容の要旨を記載したものをいう。）を作成し、閲覧に供するものとします。

## 【解説・考え方】

（町民参加の基本）

町民が主体となった自治を進めていくためには、町民が町政へ参加することが必要です。

このため、町民が町政に参加すること、議会及び行政が広く町民の意見を求め、町政に町民の意思を反映することが基本であるとともに、町民が参加する機会を保障することを規定しています。

しかし、参加しない自由もあり、議会及び行政は、町民が参加するまたは参加しないことにより不利益を受けることがないよう、配慮する必要があります。

さらに、町政は将来の美幌町のことを見据えて進めていく必要がありますが、未来は青少年や子どもが使うものであり、次の世代を担う青少年や子どもの意見を取り入れていくことも必要であることから、青少年や子どもが町政へ参加できることを規定しています。例えば、子ども議会や、子どもを対象としたアンケートの実施等が考えられます。（追加）

（町民参加の対象）

1 行政が町民参加を求める事項を規定しています。

- ・「各施策の基本となる計画」とは、教育、福祉、産業などそれぞれの分野に係る中長期的な計画のことをいいます。

政策

政策

- ・「町政に関する基本方針を定める条例」とは、町政全般又は個別行政分野における美幌町の基本的な考え方、理念を示すものが該当します。具体には、くらし安全まちづくり条例、この自

治基本条例等が該当します。

- ・「町民に義務を課し、若しくは町民の権利を制限することを内容とする条例」とは、町民個人の活動や事業者等が行う活動に禁止行為や制限を設けるなど、規制を課すような、町民の権利義務にかかわる条例をいいます。具体には、他自治体で制定されている「たばこのポイ捨て禁止条例」「自転車放置防止に関する条例」等が該当します。
- ・「町の施設」には、役場庁舎や廃棄物処理場などのように、町が事務や事業を執行するための施設（公用施設）と、図書館、体育施設等、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（公の施設）の両方を含んでいます。（追加）

- ・町の施設の新設、改良、廃止の決定に関する事項を町民参加の対象としました。限られた町の財政状況においては、町の施設は町民のニーズに応じて計画、整備される必要があります。  
~~「町の施設」としたのは、「公の施設」以外の施設、例えば役場庁舎や廃棄物処理施設などは町民の関心が高い施設であると考え、これらの施設も参加の対象としました。~~  
施設の建設、改良にあたっては、通常、基本構想（基本計画）・基本設計→実施設計の手順を踏みます。この場合の町民参加の手続は、基本構想（基本計画）・基本設計の段階において行うことを原則としますが、個々の施設の性格に応じて、それ以降の段階において町民参加の手続を行うことも可能です。

なお、ここでいう「改良」は、施設の増設や機能の向上を趣旨としており、老朽化等に伴う機能の更新又は設備の改修など維持を目的とする場合は「改良」にはあたりません。

なお、町の施設でも規則で規定する事項に該当する場合は、参加対象から除外します。

- ・「広く町民が利用する町の施設」とは、不特定多数の町民が利用する図書館、体育施設等が該当します。これらの施設の利用時間や休館日等の利用方法を決定する際には、町民参加を行うこととします。しかし、利用者（受益者）が一部に限られる場合は、対象としません。
- ・外部評価の実施、行政改革大綱及びその実施計画の策定を町民参加の対象とします。
- ・町民の生活に大きな影響を及ぼす施策を決定する場合は、町民参加の対象とします。具体には、市町村合併の是非を決定する場合等が想定されます。
- ・第1号から第7号で規定する以外で、町民参加が有効と思われる事項についても町民参加を推進することを規定しています。

## 2 町民参加を求めない事項を規定しています。

- ・「軽易なもの」とは、町民生活に影響がなく、町民参加を求めるまでもない軽微な内容であるものが該当します。例えば、条例等において法令を引用している場合に、いんようしている法令の改正により、引用部分の条項、号などの番号や用語の表現方法を変更するための条例改正などです。
- ・「緊急に行わなければならないもの」とは、意思の決定に迅速性が求められ、町民参加を行ってその意思を決定するまでの時間がないもの又は町民参加を行うことが適当でないものが該当します。例えば、災害又は不慮の事態が発生した際に、速やかに意思決定をし、対応する必要がある場合などです。
- ・「町の機関内部の事務処理に関するもの」とは、町の組織や会計、職員の人事など、町の機関の内部にのみ適用されるもので、これらは町の機関が自らの責任と意思で決定すべき事項であり、町民参加を求めないこととしています。
- ・「法令の規定により実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの」とは、例えば地方税法の標準税率の設定など、法令に一定の基準が定められていて、その基準に基づいて実施する場合は、町民の意見を反映させる余地がないため、町民参加を求めないこととしています。

~~3 「町税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの」については、地方自治法第74条第1項の規定において「地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収」が条例の制定又は改廃の直接請求の対象とされていません。この理由として、「地方税等の賦課徴収に関する条例の制定又は改廃に関する住民の直接請求は、制度そのものとして必ずしも適当でないものがあるのみならず、地方公共団体の財政的基盤を危うくし、その存在を脅かすものがあると認められるから」であるとされていることを踏まえ、町民参加を求めないことができることとしています。~~

3 「町税の賦課徴収その他金銭徴収に関するもの」とは、町税のほか、スポーツ施設等の施設使用料、住民票の写しや各種証明書発行手数料、介護保険料等、金銭の徴収に係るもの全般を指します。

これら金銭徴収に関する事項は、町の財政の根幹に係るものであること、金額等は現実の費用等をベースに算出するものであり、単に金額の高い安いの問題ではなく、一部の町民が利用する性質のものは実費負担が原則で町民参加を求める趣旨にそぐわないものであり、町民参加を求めないことができることとしています。ただし、これらの事項については、既に実施している町民参加を否定するものではありません。

なお、いわゆる法定外普通税及び法定外目的税の導入にあたっては町民参加を求めることが必要です。

4 町民参加を求めなかったことについて町民から理由を求められた場合、町はその理由を回答しなければなりません。

~~4 第1項の町民参加を求める対象事項のうち、第2項第2号「緊急に行わなければならないもの」に該当したことにより町民参加を求めなかったときは、その理由を公表することとしています。~~

#### (町民参加の方法)

前条で規定した参加のための方法を定めています。行政は、規定する方法の中から1つの以上の方法を用いて参加を求めることとしています。なお、町民生活への影響が大きい事案については、複数の方法を用いるよう努めるべきと考えます。(追加)

このうち、「審議会等」とは、地方自治法第138条の4第3項に規定する、法律又は条例に基づい  
政策

て設置された附属機関及びこれ以外のもので、知識経験を有する者等の意見を聴取し、町政に反映させることを目的として、規則、要綱等に基づき設置されたものをいいます。

#### (提出された意見等の取扱い)

行政が、町民から単に意見等を聴くだけでなく、その提出された意見等の実現の可能性を総合的に検討するよう規定しています。

そして、意見等に対しての検討結果及び結果を公表することとしています。ただし、これらの中に個人情報や事業活動情報など公表することが適当ではない情報が含まれているときは、それらの部分は公表しないこととしています。

#### (審議会等の運営)

1 審議会の委員の選任については、多様な意見を審議会等における議論に反映させ、また、会議の公平性や透明性を高めるために、人材を幅広い分野からバランスよく選考するとともに、町民参加を進めるためにも、委員を公募により選任することが必要です。

なお、第2号で、委員に公募により選任された委員が含まれることを「原則」としているのは、審議会等によっては、法令で委員構成が定められている場合や、専門性の高い事案を取り扱う性

質上、公募による委員の選任が適当ではない場合があり、これらの審議会等については公募を求めるものではありません。

の を周知

- 2 委員を公募 ▼するにあたっては、町広報紙、ホームページ又はその他適当な方法により行うこととしています。
- 3 審議会等を開催したときは、会議の透明性を確保するとともに、町民との情報共有を図るため会議録を作成することとしています。

**【町民会議では】**（未完）

町民参加を自治基本条例でどの程度規定するのかが議論されましたが、町民主体のまちづくりを進めていくための基本であり、町民参加を早期に確立するため、ある程度具体的な事項を自治基本条例に盛り込むこととしました。

また、議会の規定の必要性についても議論されましたが、議会についても町民が参加する機会が保障される必要があり、「町民参加の基本」として自治基本条例で規定することとしました。

さらに、参加の機会の保障や具体的な参加の方法や手続、満20歳未満の者の参加等について意見が出されました。